



頑張る地域の 新たな取り組みを 応援します

「頑張る地域支援補助金」募集のお知らせ

補助対象事業

村基本計画に定める4つの柱に沿うもので、次の要件を満たす事業

- 「豊かな自然と共生する 環境のむらづくり」
- 「地域の特性を生かした 活力あるむらづくり」
- 「元気でいきいきした 思いやりあるむらづくり」
- 「人・地域・文化を育む 交流のむらづくり」
- ① 事業実施内容が法令などに違反しないこと。
- ② 事業実施内容が地域活性化や村づくりに寄与する事業であること。(特定の営利団体や個人の収益を目的としない事業であること)
- ③ 政治的、宗教的活動と認められない事業。
- ④ 主体的事業であること。
- ⑤ 国・県・村などの公的機関からの助成(団体活動助成金なども原則含む)を受けていない事業。
- ⑥ 年度内に完了する事業であること。
- ⑦ 新たに取り組む事業であること。(ただし、継続事業を認める場合もある)
- ⑧ 団体などの従前からの経常的活動経費でないこと。

補助対象者

行政区、NPO法人、任意団体(次の要件を満たすもの)

- ① 村民10人以上の会員を有すること。
- ② 村内に事務所を設置していること。
- ③ 団体の定款、規約などを有すること。
- ④ 補助対象となる事業を着実に実施できる事務および組織体制があること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑥ 特定の公職者(候補者を含むまたは政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑦ 暴力団でないことまたは暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

補助金の期間および限度額

- ・ 1年目 補助対象経費の9割以内の額(90万円を上限)
- ・ 2年目 補助対象経費の8割以内の額(80万円を上限)
- ・ 3年目 補助対象経費の7割以内の額(70万円を上限)
- ・ 4年目以降10年目まで 補助対象経費の7割以内の額(60万円を上限)として交付する。

補助対象経費とならないもの

- ① 申請団体会員への謝金など
- ② 申請団体の懇親会などの経費
- ③ 用地取得経費
- ④ 申請団体の維持管理などの経常的な経費
- ⑤ 食料費

募集期間

5月13日(金)まで

応募書類など

村ホームページよりダウンロードしてください。

応募先・問い合わせ

役場 企画観光課企画係
TEL(67)2230

不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

※地域活動支援事業は、頑張る地域支援補助金へ一本化のため廃止しました。

事業成果報告会

平成27年度に取り組んだ7団体の事業成果報告会を次のとおり行います。
今年度、事業申請を検討される団体は、ぜひご参加ください。

日時 5月19日(木) 午前9時から
場所 久木野庁舎 集会ホール



第3回長陽夏祭り



第4回南阿蘇・庭めぐり

〈問い合わせ〉
役場 企画観光課 企画係
TEL(67)2230